

第5回取引デジタルプラットフォーム 官民協議会

取引DPF法に関する取組状況について



クリエイター
エコノミー協会
Creator Economy Association

クリエイターエコノミー協会の概要

団体名

一般社団法人クリエイターエコノミー協会
(Creator Economy Association)

設立日

2021年8月4日

ミッション

クリエイターが活動しやすい社会環境をつくり、その自由かつ安全な活動を促進する。

活動内容

1. クリエイティブ活動の普及・促進
2. クリエイターの保護
3. クリエイターの活動を促進するための政策提言

代表理事 (五十音順)

梅景匡之 UUUM株式会社 代表取締役 社長執行役員

加藤貞顕 note株式会社 代表取締役CEO

鶴岡裕太 BASE株式会社 代表取締役CEO

会員数

55社 (2024年5月現在)



消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置 取組例 (法3条1項1号)

- **販売業者の連絡先の表示**

販売業者に対して、特定商取引法に基づく事業者の氏名(名称)・住所・電話番号、営業時間等、購入者が円滑に連絡するための情報の掲載を義務付けている

- **専用のメッセージ機能の提供**

販売業者のページにお問い合わせフォームを設置する、販売事業者と購入者が直接やり取りできるメッセージ機能を提供する等により、消費者が販売業者に直接連絡できるようにしている

- **販売事業者が消費者からの問い合わせに対応しない場合の措置**

販売事業者が消費者からの問い合わせに対応しない場合は、対応を要請し、改善が見られない場合には利用停止等の措置を行っている

消費者から苦情の申出を受けた場合の販売条件等の表示の適正を確保するための措置 取組例(法3条1項2号)

● 消費者からの苦情の受付

- 消費者からDPFへの問い合わせ窓口を設置し、電話やメール、チャット等での問い合わせを可能にしている。
- 販売業者の商品ページに報告・通報機能を設け、不適切な商品に関する情報等を受け付けている

● 表示の適正を確保するために必要と認める措置

- 違反の態様に応じて注意喚起、警告、商品削除、出品停止、退会措置等を行っている
- 商品の販売等に関し監督官庁がある場合に、当該監督官庁との連絡担当者を設置し、円滑な連絡体制を構築している

法3条1項に関する取組内容の開示状況(法3条2項)

- 各サービスのサイトにおいて、法3条1項に関する取組内容をはじめ、サービスの安全性・健全性を確保するための取組を紹介するページを設けている
- JOMCのサイト上で取組内容を開示している



**Creator Economy
Association**